

議案第35号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正)

教育委員会の所管に係る公文書管理規程の改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和8年8月13日提出

横須賀市教育委員会

教育長 生 田 研 一

第4条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

(提案理由)

副教育長の職の廃止に伴う所要の条文整備のため

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則（抜粋）

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

旧	新
(決裁文書の作成) 第4条 文書管理システムに表示する決裁区分は、次の各号に掲げる決裁区分に応じ、当該各号に掲げる表示とする。 (1) 市長の決裁を受け、又は合議するもの ① (2) 副市長の決裁を受け、又は合議するもの ② (3) 教育長の決裁を受けるもの  <u>(4) 副教育長の決裁を受けるもの</u>  (5) 部長の決裁を受けるもの ③ (6) 課長等の決裁を受けるもの ⑤ (7) 北図書館長、南図書館長、児童図書館長又は万代会館長の決裁を受けるもの ⑥ 2 前項第1号又は第2号に掲げる決裁区分に該当する決裁文書については、教育長の決裁を受けた後に副市長に回付しなければならない。	(決裁文書の作成) 第4条 文書管理システムに表示する決裁区分は、次の各号に掲げる決裁区分に応じ、当該各号に掲げる表示とする。 (1) 市長の決裁を受け、又は合議するもの ① (2) 副市長の決裁を受け、又は合議するもの ② (3) 教育長の決裁を受けるもの  (4) 部長の決裁を受けるもの ③ (5) 課長等の決裁を受けるもの ⑤ (6) 北図書館長、南図書館長、児童図書館長又は万代会館長の決裁を受けるもの ⑥ 2 前項第1号又は第2号に掲げる決裁区分に該当する決裁文書については、教育長の決裁を受けた後に副市長に回付しなければならない。